那賀町告示第７号

那賀町医療機関物価高騰対策支援事業給付金支給要綱

(趣旨)

第 1 条　この要綱は、物価高騰等の影響を受けている町内医療機関の負担を軽減し、安定的かつ継続的な事業運営を支援するため、予算の範囲内において那賀町医療機関物価高騰対策支援事業給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴病院　医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に定める病院をいう。

⑵診療所　医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 2 項に定める診療所（歯科医業を行う診療所を含む）をいう

⑶　那賀町人工透析施設　前項の施設のうち那賀町人工透析施設条例（平成 20 年 9 月 26 日条例第 33 号）に定めるものをいう。

⑷　薬局　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第２条第 12 項に定める薬局のうち保険薬局であるものをいう。

⑸　医療機関　第 2 条第 1 号から第 4 号に規定するものをいう。

(支給対象事業者)

第 3 条　支援金の交付の対象となる者は、令和 7 年 4 月 1 日から給付金申請日の期間において那賀町内に開設しており、今後も引き続き町内で運営を行う意思のある病院、診療所（町が開設し指定管理している那賀町人工透析施設を含む）、及び薬局を運営する事業者及び指定管理者とする。ただし、町が開設して直接管理運営している診療所を除く。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付金の支給の対象としない。

⑴町税等を滞納している者

⑵暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規程する暴力団または同条第 6 号の暴力団員が経営に関与している者

⑶その他町長が適当でないと認める者

（支給額および回数）

第 4 条　給付金の額は、次の表に掲げる施設区分によるものとする。

施設区分	支給金額
病院	1,440,000円
診療所（歯科診療所、那賀町人工透析施設を含む）	300,000円
薬局	150,000円

2 支援金の交付は、１医療機関につき１回限りとする。

(交付申請)

第 5 条　支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、那賀町医療機関物価高騰対策支援事業給付金支給申請書兼請求書（様式第１号）を、令和 8 年 3 月 20 日までに町長に提出するものとする。

(交付決定等)

第 6 条　町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金を支給することが適当と認めるときは、医療機関物価高騰対策支援事業給付金支給決定通知書(様式第 2 号)により、給付金を支給することが適当でないと認めるときは、医療機関物価高騰対策支援事業給付金不支給決定通知書(様式第 3 号)により当該申請をした者に通知するものとする。なお、この支給決定通知書をもって支給確定したものとみなす。

(補助金の請求等)

第 7 条　前条の規定による決定通知を受けた者は、医療機関物価高騰対策支援事業給付金請求書(様式第 4 号)により補助金の支払請求を行うものとする。

2　町長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 20 日以内に補助金を交付するものとする。

(交付の取消し)

第 8 条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたときは、給付金の支給の決定を取り消すことができる。

(返還)

第 9 条 町長は、前条の規定により給付金の支給の決定を取り消した場合において、既に給付金の支給を受けた者があるときは、当該給付金を返還させるものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか給付金の支給について必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年３月１日から施行する。

（失効）

２ この要綱は、令和８年３月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付した支援金に係る第９条及び第 10 条の規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する

第1号様式(第5条関係)

令和　　年　月　日

那賀町長　殿

所　在　地
医療機関名
代表者名　　印

那賀町医療機関物価高騰対策支援事業給付金支給申請書

那賀町医療機関物価高騰対策支援事業給付金支給要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

1　支給申請額 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

2　支給対象施設

施設区分※	医療機関名
1　病院 2　診療所(医科、歯科) 3　薬局	

※該当する施設区分について1～3の番号から該当する物に○をつけてください。
2　診療所は(医科、歯科)のいずれかに○をつけてください

上記の記載内容に相違がないこと及び那賀町長からの求めがあった場合には記載内容を証明する資料を提出することを誓約します。

令和　　年　月　日　　事業者名
代表者名

第2号様式(第6条関係)

第　　号
令和　　年　月　日

殿

那賀町長　橋　本　浩　志　　印

那賀町医療機関物価高騰対策支援事業給付金支給決定通知書

令和　　年　月　日付けで申請のあった那賀町医療機関物価高騰対策支援事業給付金について、下記のとおり支給を決定しましたので、那賀町医療機関物価高騰対策支援事業給付金支給要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1　給付金の支給決定額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿円

2　支給対象施設

3　支給条件

⑴　給付金の支給の対象となる者に該当しないことが明らかになったとき、偽りその他不正の手段により対策給付金の支給の決定を受けたときその他要綱の規定に違反したときは、対策給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

⑵　町長から給付金の支給に関し報告の求め又は調査があったときは、これに応じること。

⑶　その他要綱の規定を遵守すること。

第3号様式(第6条関係)

第　　号
令和　　年　月　日

殿

那賀町長　橋　本　浩　志　　印

那賀町医療機関物価高騰対策支援事業給付金不支給決定通知書

令和　　年　月　日付けで申請のあった那賀町医療機関物価高騰対策支援事業給付金について、下記の理由により支給しないことに決定したので、那賀町医療機関物価高騰対策支援事業給付金支給要綱第6第1項の規定により通知します。

記

1　支給しない理由

2　その他

様式第４号(第７条関係)

令和　　年　　月　　日

那賀町長　様

所　在　地
医療機関名
代表者名　　印

那賀町医療機関物価高騰対策支援事業給付金請求書

那賀町医療機関物価高騰対策支援事業給付金支給要綱第７条の規定に基づき、那賀町医療機関物価高騰対策支援事業給付金を下記のとおり請求します。

記

１．請求金額　　金　　円

２．　給付金振込先口座

金融機関名	銀行　信金　信組 農協　信連　漁協		
支　店　名	支店　支所		
預金口座種類	普通　当座　その他	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※那賀町医療機関物価高騰対策支援事業給付金支給決定通知書の写しを添付すること